

令和元年度第1回岩手県国民健康保険運営協議会

日時：令和元年9月25日（水）13時30分から
場所：岩手県水産会館 5階 大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 諮 問

4 議 事

- (1) 令和元年度の国民健康保険の運営について
- (2) 令和2年度国民健康保険事業費納付金について
- (3) その他

5 閉 会

【配布資料】

- 資料1 岩手県国民健康保険運営協議会の委員の委嘱について
 - 資料2 令和元年度岩手県国民健康保険特別会計当初予算について
 - 資料3 令和元年度国民健康保険事業費納付金について
 - 資料4 市町村事務の広域化・効率化ワーキンググループの協議経過等について
 - 資料5 国民健康保険運営方針等に関するワーキンググループの設置について
 - 資料6 令和2年度国民健康保険事業費納付金について
- 新聞広告（平成31年3月22日 岩手日報掲載）

令和元年度第1回岩手県国民健康保険運営協議会出席者名簿

(委 員)

区 分	氏 名	職 名	備 考
被 保 険 者 代 表	金 澤 千加子	花巻市国民健康保険運営協議会委員	
	菅 野 幸	陸前高田市国民健康保険運営協議会委員	
	立 花 久 良	岩手町国民健康保険運営協議会委員	
	澤 口 則 子	野田村国民健康保険運営協議会委員	
保 険 医 ・ 保 険 薬 剤 師 代 表	滝 田 研 司	岩手県医師会 副会長	欠席
	木 村 宗 孝	岩手県医師会 常任理事	
	大 黒 英 貴	岩手県歯科医師会 専務理事	
	西 野 豊	岩手県薬剤師会 副会長	
公 益 代 表	高 橋 聡	岩手県立大学 社会福祉学部 教授	
	東海林 智 恵	弁護士	欠席
	新 屋 浩 二	岩手県社会福祉協議会 専務理事	
	岩 城 勝 典	岩手県予防医学協会 常務理事	
被 用 者 保 険 等 保 険 者 代 表	樋 澤 正 光	全国健康保険協会岩手支部 支部長	欠席
	田 高 誠 司	岩手銀行健康保険組合 常務理事	欠席
	新 田 富士男	地方職員共済組合岩手県支部 事務長	

(事 務 局)

氏 名	職 名	備 考
野 原 勝	岩手県 保健福祉部長	
佐々木 哲	岩手県 保健福祉部 健康国保課 総括課長	
佐々木 浩 一	岩手県 保健福祉部 健康国保課 国保担当課長	

岩手県国民健康保険運営協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国民健康保険法施行条例(平成29年岩手県条例第52号。)第7条の規定により、岩手県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 知事は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。

(委員欠席の取扱い)

第3条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。

(参考人)

第4条 会長は、審議のため必要と認める場合は、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録の作成)

第5条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りではない。

(1) 情報公開条例(平成10年岩手県条例第49号。)第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。この場合の必要な手続きについては別に定める。

(議事録等の公開)

第7条 会議の議事録及び配布資料(以下「議事録等」という。)は、前条第1項の規定に基づき会議を非公開とした場合に係るものを除き公開する。

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者若しくは第三者の権利及び利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により会議の議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成30年6月12日から施行する。